

農業集落排水使用料 改定（案）説明資料

1. 使用料算定の基本原則

2. 受益者負担の原則に基づく使用者が負担すべき経費

【参考 2-1】使用者負担と考えられる経費の範囲のイメージ

3. 改定案の考え方

【参考 2-2】農集事業における使用料対象経費

4. 使用料改定案

【参考 2-3】改定後（改定率 7.5%）の使用料対象経費回収状況

【参考 2-4】改定案改定率

【参考 2-5】改定案単価表

【参考 2-6】一般世帯における使用料改定率一覧

【参考 2-7】農集条例別表第 4 に対する改定案前後表

平成 30 年 9 月

八代市 建設部 下水道総務課

1. 使用料算定の基本原則

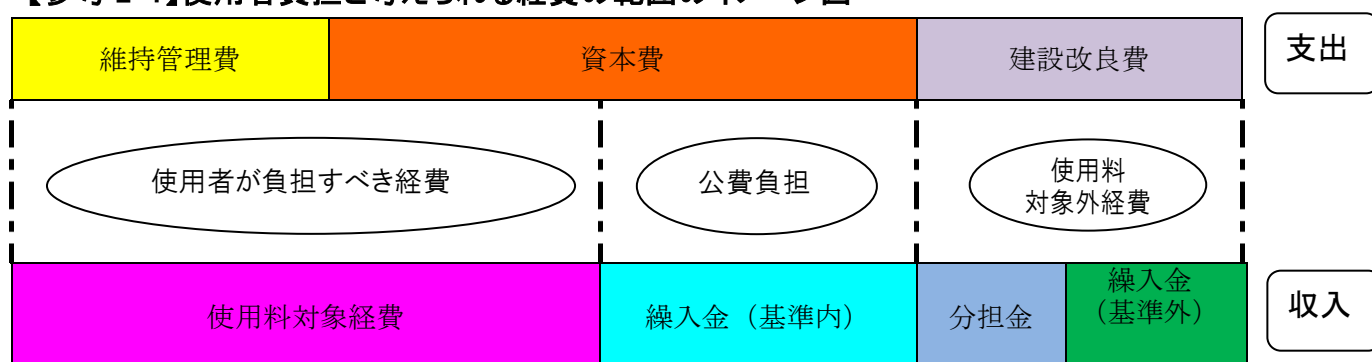
公共料金設定の基本事項としては、サービス等を受けた者が自分の利用した量に応じて、その原価に見合った額を支払う**受益者負担の原則**（一般的に公費負担分を除いた額）があります。一方、事業の経営に関しては、経営にかかる費用を自らの収入で賄い、外部から補助を受けずに経営を行う**独立採算制の原則**があげられます。このため、公共料金はサービスの提供に必要な原価を賄うだけの収入が得られるような水準（民間事業が行なう公共サービスは利益も追求）に決める仕組みとされています。

また、八代市行政改革大綱（平成 18 年 11 月策定）において、「使用料及び手数料等については、受益者負担の適正化の観点から見直しを検討する。」との方針が示されています。八代市農業集落排水処理施設事業特別会計は、これらの観点に基づき、事業経営に取り組むべきと考えております。

2. 受益者負担の原則に基づく使用者が負担すべき経費

使用者が負担すべき経費の範囲は、【参考 2-1】で示しているとおり、処理場の運転管理に直接要する経費のほか管渠やマンホールポンプの維持補修等の**維持管理費**と、先行投資した農集施設や各戸を結ぶ管渠を整備するのに要した地方債、即ち借金の元金と利子の償還金のうち公費で負担すべき部分を除いた**資本費の一部**となります。

【参考 2-1】使用者負担と考えられる経費の範囲のイメージ図



3. 改定の考え方

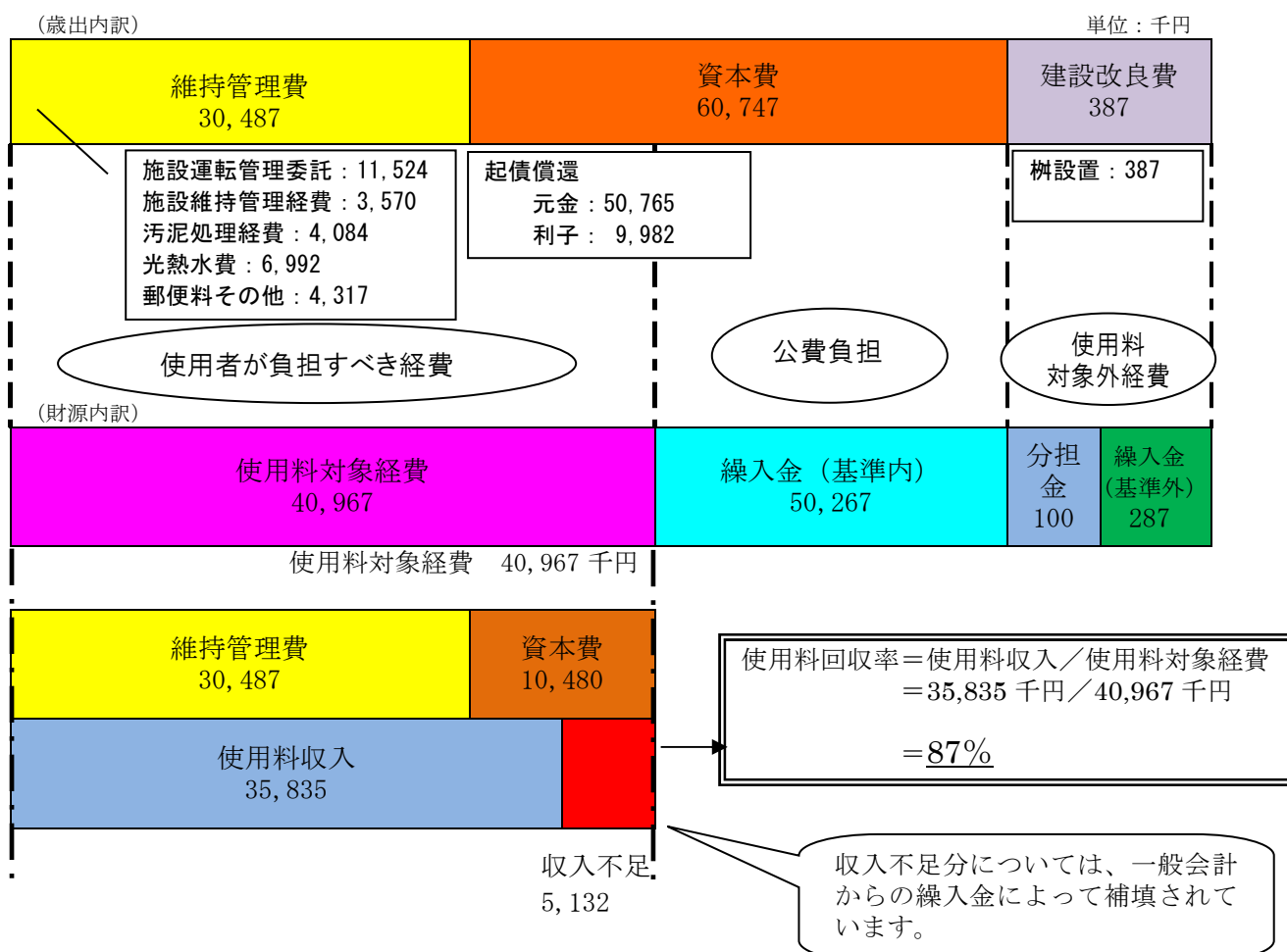
農集事業は、排水処理施設や管渠の整備などに多額の先行投資を要します。この先行投資は、使用料収入により賄われなければなりません。平成23年度（平均改定率37%）と平成27年度（平均改定率7.9%）に料金改定を行いましたが、現行の使用料体系では、【参考2-2】のとおり、使用料回収率87%（平成29年度決算）に留まっており、不足分については、一般会計からの繰入金により補填されています。

さらに、資本費については、資本費平準化債（世代間の負担の公平を図るため、資本費の一部を後年度に繰り延べるためのもの）を借り入れることにより資本費の約2割を返済、つまり借金を先延ばししており、その分は将来の利用者への負担となります。

また、事業を取り巻く状況を見ると、農集施設の老朽化による修繕費の増加や、地域人口の減少による使用料の低下等で厳しい経営となっていくものと推察されます。

以上のことから、安定的に事業を経営するには、適正な使用料設定による経費の回収が必要不可欠であり、一般会計からの繰入金削減を図っていくには、受益者負担の原則に基づき使用者が負担すべき経費について、100%、使用料にて回収できるよう改定する必要があります。

【参考2-2】農集事業における使用料対象経費（平成29年度決算ベース）



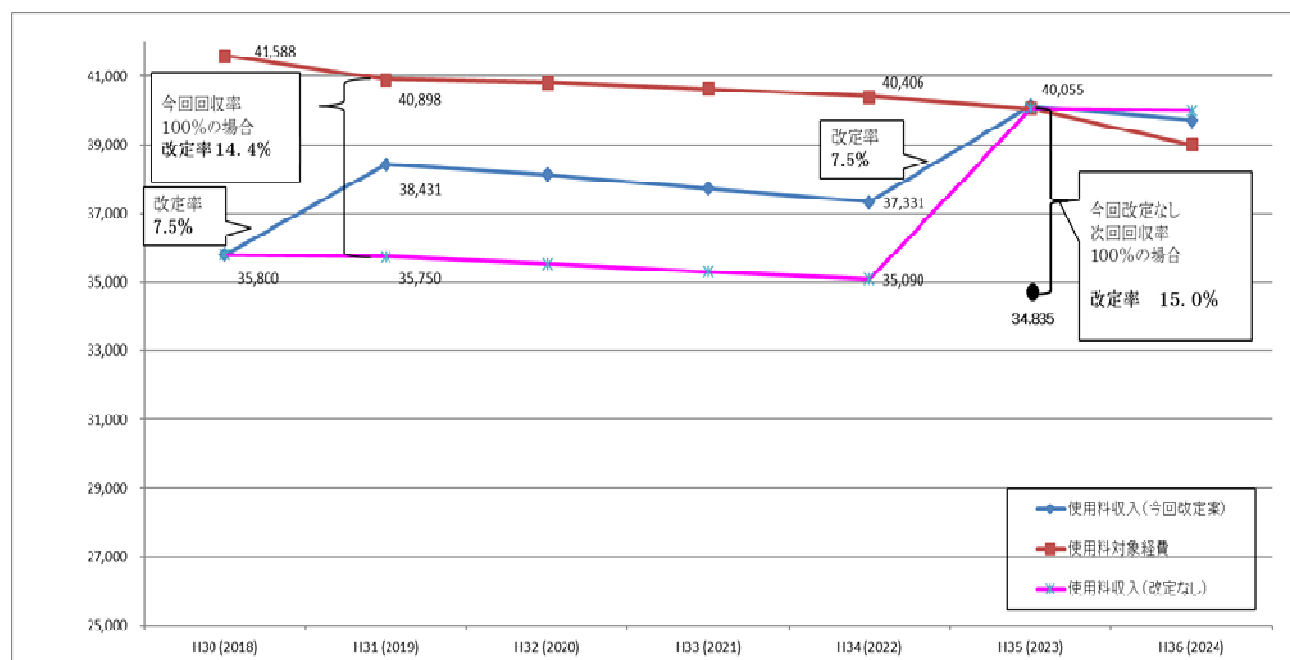
4. 使用料改定案

(1) 改定率

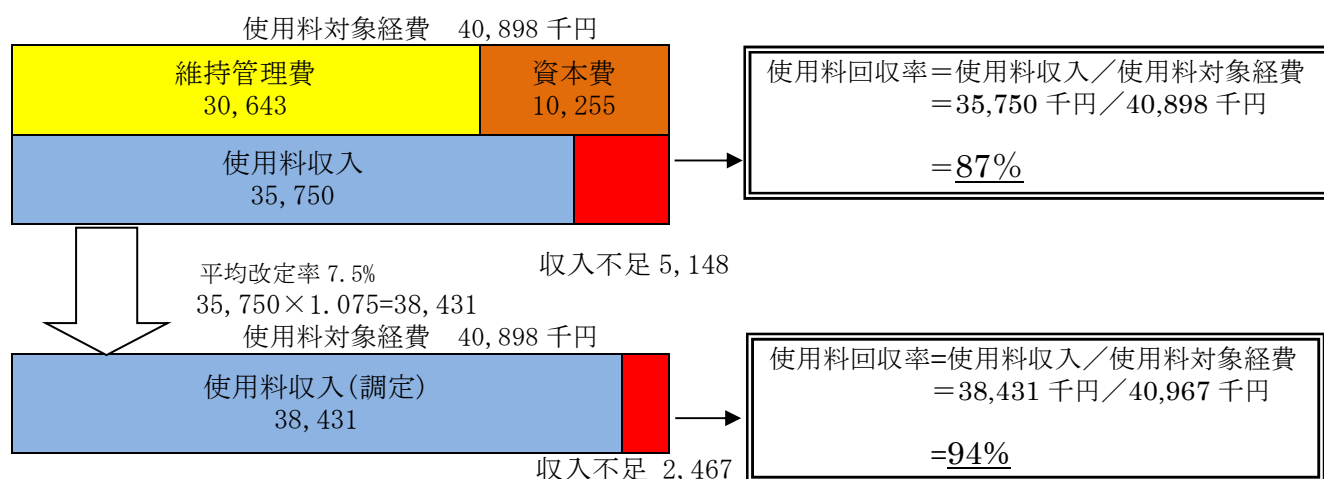
使用料回収率を2回の改定により100%とする試算

使用料回収率を100%に設定すると、14.4%の改定が必要となり、使用料が著しく高額となるため、市民生活に与える影響が大きくなります。

そこで、公共下水道使用料及び浄化槽使用料との統一を図り、次回(2023年度【平成35年度】予定)を含めた2回の改定で、使用料回収率を100%にするという内容を踏まえて試算を行いました。その結果、次回のみで使用料回収率を100%に設定した場合、地域人口の減少による使用料収入の低下により、15.0%の改定が見込まれるため、段階的に2回に分けて、今回、平均改定率7.5%の改定を行うものです。



【参考 2-3】改定後(改定率7.5%)の使用料対象経費回収状況(平成31年度決算ベース)



使用料改定案による試算結果

- 赤字補填である一般会計からの繰入金が2,681千円削減されます。
- 使用料回収率が87%から94%となり、独立採算の原則に近づきます。

2) 改定期期

平成31年4月1日施行

【参考 2-4】改定案単価表

(税別)

区分	現行料金	改定案料金	備 考
基本料金	2,065	2,219	
世帯員割	688	739	事務所等の従業員を含む
業務料金	1,376	1,479	店舗面積により加算する
その他の料金	410	440	学校・保育園等

【参考 2-5】改定案改定率

	改定前 平均使用料	改定案 平均使用料	改定率
平 均	4,150.2円	4,461.4円	7.5%

【参考 2-6】一般世帯における使用料改定率一覧 (税別)

世帯 員数	現行料金	改定案	差額	改定率
0	2,065	2,219	154	7.5%
1	2,753	2,959	206	7.5%
2	3,441	3,699	258	7.5%
3	4,129	4,438	309	7.5%
4	4,817	5,178	361	7.5%
5	5,505	5,917	412	7.5%
6	6,193	6,657	464	7.5%
7	6,881	7,397	516	7.5%
8	7,569	8,136	567	7.5%
9	8,257	8,876	619	7.5%
10	8,945	9,615	670	7.5%
11	9,633	10,355	722	7.5%

【参考 2-7】農集条例別表第 3（東陽、泉）に対する改定案前後表

（税別）

区 分		基本 料金	世帯 員割	業 務 料 金	算 定 方 式
一般住宅		2,065 円 ↓ 2,219 円	688 円 ↓ 739 円	0 円	2,219 円 + (739 円 × 世帯人員)
寮・アパート			688 円 ↓ 739 円	0 円	2,219 円 × 室数 + (739 円 × 世帯人員)
事業所	スーパー 食堂 理容店 旅館 その他		638 円 ↓ 739 円	店舗面積等が 300 m ² 以下のとき 1,376 円→1,479 円とする 300 m ² を超えるものについては、 100 m ² 増す毎に 1,376 円→1,479 円 加算するものとする。	基本料金 + (家族及び従業員 × 739 円) + 業務料金 (家族が別棟の場合は、家族員を除く) (従業員は当該認可地区内人員を除く)
	病院及び 診療所		688 円 ↓ 739 円		基本料金 + {家族及び従業員 + (病床数 + 0.7)} × 739 円 + 業務料金 (家族が別棟の場合は、家族員を除く)
学校・保育園※			410 円 ↓ 440 円	0 円	基本料金 + (児童生徒数 × 1/5 + 職員数) × 440 円
集会所			0 円	0 円	1 ヶ所につき 2,219 円
公衆便所			688 円 ↓ 739 円	0 円	基本料金 + (施設の計画人口 × 739 円)
その他 東陽	東陽支所 定住セン ター 菜摘館 保健セン ター スポーツ センター 石匠館	2,065 円 ↓ 2,219 円	688 円 ↓ 739 円	0 円	基本料金 + (施設の計画人口 × 739 円)
その他 泉	さわやか 荘 ふれあいセ ンター	2,065 円 ↓ 2,219 円	688 円 ↓ 739 円	店舗面積等が 300 m ² 以下のとき 1,376 円→1,479 円とする。 300 m ² を超えるものについては、 100 m ² 増す毎に 1,376 円→1,479 円 加算するものとする。	基本料金 + (家族及び従業員 × 739 円) + 業務料金 (家族が別棟の場合は、家族員を除く) (従業員は当該認可地区内人員を除く)